

騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）による

特定建設作業実施届出書 について

西宮市環境保全課

- ◎ 特定建設作業とは……建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生させる作業であって、騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）で定められるものは、「**特定建設作業**」として規制されており、事前の届出が必要です。

（注）建設工事とは建設業法第2条に定める工事を指し、解体工事等も含まれます。

なお、作業内容については、別表1「特定建設作業一覧表」を参照願います。

【届出義務者】

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする工事の元請業者

【届出期限】

特定建設作業開始の8日前まで

【届出書類】

届出部数 …… 2部（うち1部は届出提出者の控えとなります）

書類サイズ …… A4サイズ

書類内容 ……

1. 特定建設作業実施届出書（様式第1号）

※押印を省略する場合は、メールアドレスを記入してください

2. 工事工程表（様式第2号、もしくは届出者作成による別紙のもの）

3. 付近見取り図（届出者作成、住宅地図等に場所を表示）

4. 「建築物に係る解体工事等調査票」（解体工事の場合のみ必要）

5. 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」

⇒現場掲示用・建築物の解体、改修工事のみ添付してください

⇒建材の含有分析をしている場合は、分析結果の添付もお願いします

※上記のものをセットにして提出願います。

※使用重機のカタログは添付不要です。

【備考】

解体しようとする建築物の床面積の合計が1,000㎡以上の場合や石綿（アスベスト）が含まれている建物の解体・改修作業を実施する場合については、石綿含有建材の種類によって大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」や環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）に基づく「特定工作物解体等工事实施届」が必要になります。この場合、特定建設作業実施届出書と合わせて環境保全課まで提出願います。

届出先	西宮市環境局環境総括室	環境保全課	大気騒音チーム
住所	〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号		
西宮市役所本庁舎8階	電話	0798-35-3802（直通）	
	FAX	0798-23-8164	

1. 届出書の記入について

(1) 建設工事の名称

工事の名称（例「〇〇新築工事」、「〇〇新築工事に係る解体工事」など）を記入して下さい。

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

建築もしくは解体する工作物の種類（例「木造2階建」、「軽量鉄骨3階建」、「鉄筋コンクリート5階建」など）および作業面積を記入して下さい。なお、解体作業の場合は建築物（工作物）の延床面積についても記入して下さい。

(3) 特定建設作業の場所

作業を実施する場所の住所を記入して下さい。

(4) 特定建設作業の種類

別表1「特定建設作業一覧表（明細）」を参照し、使用する重機等が騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）施行規則第16条別表第9および第10に定める作業の種類を記入して下さい。例えば、削岩機（ハンドブレイカー等）であれば騒音規制法の3番ですので、「騒音3」（手持ち式以外の場合は振動規制法の4番（「振動4」）も合わせて）と、また、ユンボ等の重機を使用する場合は、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）の6番もしくは7番（「県条例6」もしくは「県条例7」）と、それぞれ記入して下さい。

(5) 特定建設作業に使用される機械の名称、形式および仕様

機器の名称（例「油圧ショベル」、「ハンドブレイカー」など）、形式および仕様（例「〇〇社製××型、バケット容量0.45m³」など）を記入して下さい。なお、複数台を使用する場合は使用する台数についても記入して下さい。

(6) 特定建設作業の実施の期間

使用する機械ごとに、作業着手年月日、作業終了年月日、実作業日数をそれぞれ記入して下さい。なお、6ヶ月を超えて作業する場合は、6ヶ月以内の期間を記入し、再度届出を提出願います。

(7) 特定建設作業の開始及び終了の時刻

使用する機械ごとに、作業開始時刻、作業終了時刻、実稼働時間をそれぞれ記入して下さい。

(8) 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

工事の依頼主（施主）の住所・氏名（法人にあっては会社名および代表者氏名）・電話番号を記入して下さい。

(9) 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所

工事の元請業者の氏名・電話番号を記入して下さい。

(10) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

工事の元請業者が特定建設作業を下請事業者に委託して実施する場合は、その下請事業者の住所・氏名（法人の場合は会社名および代表者氏名）を記入して下さい。

(11) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

工事の元請業者が特定建設作業を下請事業者に委託して実施する場合は、その下請事業者の現場責任者の氏名・電話番号を記入して下さい。

(12) 騒音振動防止の方法

防音壁・シート等は、その種類（材質など）・設置する高さを記載し、位置を図示して下さい。また、その他防音対策を行う場合も記述願います。なお、添付する付近見取図にあわせて記入しても構いません。

※ このほかに工事工程表と付近見取り図を提出願います。

別表 1. 特定建設作業一覧表

(1) 騒音の特定建設作業

特定建設作業の種類	騒規法	県条例	
アースガと併用してくい打機を使用する作業	—	◎①	もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又はくい抜機を使用する作業	◎①	①	もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業	◎①	—	圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎②	②	
さく岩機を使用する作業	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	◎④	④	電動機を使用するものを除く 原動機の定格出力が15kw未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	◎⑤	⑤	モルタル製造用を除く 混練容量が0.45m ³ 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	◎⑤	⑤	混練容量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	◎⑥	※	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業	◎⑦	※	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	◎⑧	※	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が40kW以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	—	◎⑥	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	◎⑦	

※法対象外のバックホウ等については規模要件に関係なく県条例の届出対象となります

(2) 振動の特定建設作業

特定建設作業の種類	振規法	県条例	
くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	◎①	①	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	◎②	②	
舗装版破碎機を使用する作業	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	◎④	④	

※ 法律（騒音規制法・振動規制法）と条例（環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例））が重複している場合は、法律（◎印）で提出して下さい。数字は、法律又は条例の作業の種類を示しています。

参考 特定建設作業一覧表（詳細）

○印……要届出、一印……届出不要

特定建設作業の種類	騒規法	振規法	県条例	備考
くい打機を使用する作業				
1 既製ぐい(矢板を含む)				
ア 打撃工法	○	○	—	ディーゼルハンマー、ドロップハンマー 油圧ハンマー、エアーハンマー等 (もんけんは除く)
イ 振動工法	○	○	—	バイブロハンマー
ウ 圧入工法	—	—	—	
エ プレボーリング 工法等	—	○	○	アースオーガ等を併用して打撃振動を 加える場合
2 現場打ちくい	—	—	—	ベノト工法等
くい抜機を使用する作業				
1 油圧式	○	—	—	油圧シリンダーを利用して引抜く工法
2 衝撃力を利用した方法	○	○	—	パイルエキストラクター等
くい打くい抜機を使用する作業				
1 静的な力を利用	—	—	—	圧入式
2 振動を利用した方法	○	○	—	バイブロハンマー、ディーゼルハンマ等
びょう打機を使用する作業				
1 リベッチングハンマー	○	—	—	
2 その他	—	—	—	インパクトレンチによる高張力ボルト 締め等
さく岩機を使用する作業				
1 ブレーカー				
ア 手持式	○	—	—	空圧式、油圧式、エンジン式等
イ その他	○	○	—	ショベルに取り付けた大型ブレーカー
2 さく孔を主とするもの	○	—	—	ジャクハンマー（シンカ、ハンドハン マー）、レッグドリル（レッグハンマー ）、ストーパ、ドリフタ等 移動作業にあつては、1日における 2地点間の最大距離が50m以下の 作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業				
1 電動式	—	—	—	さく岩機の動力として使用する作業 は除く
2 その他				
ア 15kW未満	—	—	—	
イ 15kW以上	○	—	—	
コンクリートプラントを 設けて行う作業				
1 モルタル製造用	—	—	—	工事現場またはその付近に当該工事 に関連して一時的に設置されるもの に限る
2 その他				
ア 混練容量0.45m ³ 未満	—	—	—	
イ 混練容量0.45m ³ 以上	○	—	—	不特定多数の工事のために設置され るプラントは、工場として別の届出 が必要となる
アスファルトプラントを 設けて行う作業				
1 混練容量200kg未満	—	—	—	モルタル製造作業は除く
2 混練容量200kg以上	○	—	—	

参考 特定建設作業一覧表（詳細・続き）

○印……要届出、一印……届出不要

特定建設作業の種類	騒規法	振規法	県条例	備考
掘削機械を使用する作業				
1 バックホウ 原動機の定格出力が 80 kW以上	○	—	※	※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
2 トラクターショベル 原動機の定格出力が 70 kW以上	○	—	※	※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
3 ブルドーザー 原動機の定格出力が 40 kW以上	○	—	※	※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
4 その他 ブルドーザー、パワー ショベル等の掘削機械 を使用する作業 ※法対象外のバックホウ等につい ては規模要件に関係なく県条例の 届出対象となります	—	—	○ ※	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む 木造住宅の解体や新築の建設作業で重機を使用する場合は本項目（県条例6番）に該当します。 軽量鉄骨・鉄筋コンクリートなどの解体の際には次項「建物の解体作業又は破壊作業」（県条例7番）になります。
建物の解体作業又は破壊作業 コンクリート造、鉄骨造、 レンガ造の建物	—	—	○	破壊作業は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行うもの
鋼球を使用して建築物その他 工作物を破壊する作業	—	○	—	
舗装版破砕機を使用する作業	—	○	—	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。 ドロップハンマー車

騒規法・騒音規制法 振規法・振動規制法 県条例・環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）

2. 届出要綱

（1）届出が必要な場所

騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の場合は、市内全域において届出が必要です。また、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）に基づく特定建設作業の場合は、市内全域について、住宅その他居室から500m以内の区域につき届出が必要です。

（2）届出書の有効期限

届出書の有効期限は、特定建設作業開始日から6ヶ月間です。6ヶ月を超えて作業を実施する場合は、再度提出が必要になります。

※「1日」で終わる作業については届出不要です。

ここで「1日」とは、一つの建設工事を通じて、当該作業を1日しか実施しないことをいいます。

3. 規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	<u>85 デシベル</u>	<u>75 デシベル</u>	—
	測定位置	<u>敷地境界</u>		
作業時間	①の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと		イ ロ ハ ニ
	②の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと		
1 日当たりの作業時間	①の区域	1 日 10 時間を超えないこと		イ ロ
	②の区域	1 日 14 時間を超えないこと		
作業期間		連続 6 日を超えないこと		イ ロ
作業日		<u>日曜日その他の休日ではないこと</u>		イ ロ ハ ニ ホ

※ ①, ②の区域及び適用除外については下記参照。

<適用除外>

イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の工事であって必要な場合

※ 適用除外の工事であっても、近隣住民等への周知に努めてください（特に夜間工事を行う場合）

<区域の区分>

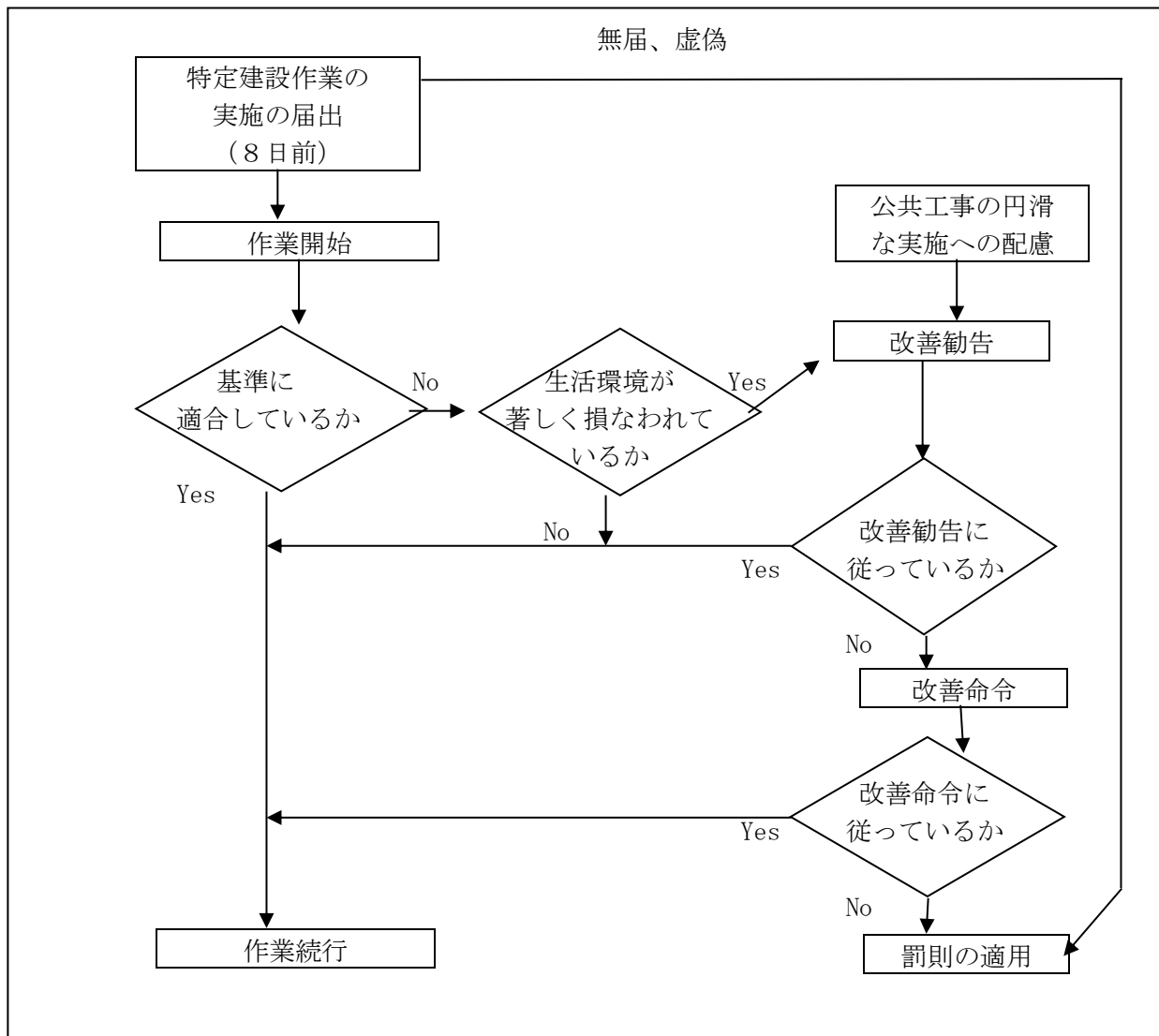
	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
①の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の周囲概ね 80m の区域	工業地域、工業専用地域
②の区域	①以外の区域	

4. 規制内容

<騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）による規制>

騒音規制法等の法令による規制は、指定区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に届出を義務づけるとともに、当該特定建設作業に伴って発生する騒音または振動が規制に関する基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、改善勧告や改善命令等の処置がとられる仕組みになっています。

(1) 規制の仕組み



(2) 騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）における勧告、命令の内容

騒音・振動の防止方法及び作業時間の変更

- ・発生する騒音・振動が規制基準に適合するよう、防止方法の変更・改善を求めます。
- ・作業時間の短縮を求める場合は、騒音・振動の基準値を超えている場合で、1日における作業時間を①の区域にあたっては10時間（②の区域にあたっては14時間）未満4時間以上の間において、短縮させることができることになっています

【記入例】特定建設作業実施届出書

令和4年 10月 1日

西宮市長様

住所（法人にあっては、所在地）

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

○届出者は工事の元請業者
○押印が無くても手続きは可能ですが、押印を省略する場合はメールアドレスを記入してください

届出者 氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

電子メール ▼◇-××@〇〇〇. 〇〇. j p

担当者氏名 ▼▼ ▼▼

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）、振動規制法第14条第1項（第2項）、環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

(1) 建設工事の名称 〇〇マンション新築に伴う解体工事

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 解体の場合は別の届出が必要になります
鉄筋コンクリート3階建（延べ床面積 300m²）

(3) 特定建設作業の場所 西宮市 〇〇町〇〇番〇〇号

(4) 特定建設作業の種類	(5) 特定建設作業に使用される機械の名称、形式および仕様	(6) 特定建設作業の実施の期間			(7) 特定建設作業の開始及び終了の時刻		
		作業着手 年月日	作業終了 年月日	実作業 日数	作業開始 時刻	作業終了 時刻	実稼動 時間
騒音・3	ブレーカーA社製 B型2台	R4 5・15	R4 10・11	70日	9時	16時	6時間
騒音・3	ハンドブレーカーC社製 D型4台	R4 5・15	R4 10・11	70日	8時	17時	7時間
県条例・6	バックホウC社製D型3台 (油圧圧砕機付)	R4 5・15	R4 8・9	50日	9時	16時	6時間
県条例・6	バックホウE社製F型3台 (クラッシャー付)	R4 5・15	R4 8・9	50日	9時	16時	6時間
県条例・6	油圧ショベルH社製I型4台 (バケット0.45m ³)	R4 5・15	R4 8・9	60日	9時	18時	7時間
県条例・6	ブルドーザーJ社製K型 2台	R4 5・15	R4 6・20	20日	9時	17時	6時間
振動・4	ブレーカーA社製 B型2台	R4 5・15	R4 8・9	50日	9時	16時	6時間

【備考】使用する建設重機のカタログ添付は不要です

(8) 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

発注者（施主）を記入します

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 株式会社×××× 代表取締役△△△△

(9) 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

元請業者（届出者）を記入します

□□□□株式会社 工事所長▽▽▽▽ (電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

(10) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 株式会社△△△△ 社長××××

(11) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

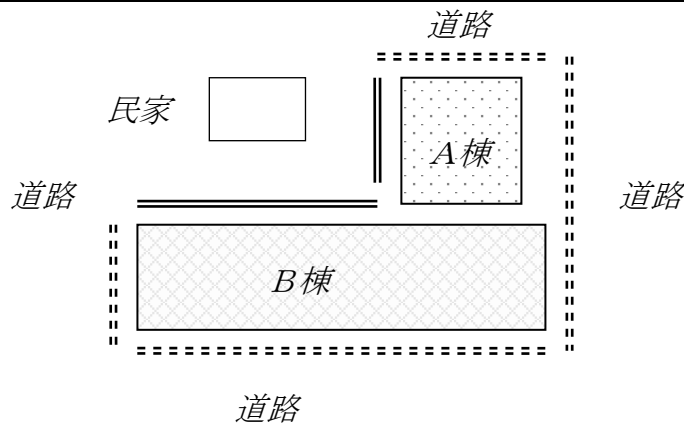
株式会社△△△△ 現場担当〇〇〇〇 (電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

(12) 騒音振動防止の方法

防音壁・シート等は、その種類（材質など）・設置する高さを記載し、位置を図示して下さい。

また、その他防音対策を行う場合も記述願います。なお、添付する付近見取図にあわせて記入しても構いません。（別紙添付可）

記載例です（見取り図に合わせて記載いただいても結構です）



周囲に防音シート（高さ3.6m）を設置します。

北西側に民家があるので、民家との境界については防音壁（鋼板）を高さ4mで設置し、さらに防塵シートを1m上に設置します（図の二重実線部）。

※ 受理年月日

年 月 日

※ 審査結果

備考

1. この届出書には、工事工程表、付近見取り図を添付して下さい。
2. この届出書は、2部提出して下さい。
3. ※の欄には、記入しないで下さい。

【記入例】特定建設作業工事工程表

令和〇年〇月 〇日

作業場所： 西宮市 〇〇町〇〇番〇〇号

作業期間： 令和〇年 5月15日（水）から令和〇年10月11日（金）まで
作業期間が6ヶ月を超える場合は、再度届出書を提出願います。

記載例（「別紙のとおり」として工事工程表の添付も可

5月7日 A棟周囲仮囲い B棟周囲仮囲い作業開始
 5月8日 足場設置
 5月9～10日 防音壁・防音シート設置

5月15日 B棟解体作業開始（特定建設作業開始）
 （ブレーカー・クラッシャー・油圧圧砕機）
 6月10日 ガラ破碎・ガラ搬出開始（パワーショベル）
 6月12日 B棟基礎解体作業開始
 （ブレーカー・クラッシャー・油圧圧砕機・パワーショベル）
 6月22日 A棟解体作業開始
 （ブレーカー・クラッシャー・油圧圧砕機）
 6月24日 B棟解体作業終了
 7月15日 A棟基礎解体作業開始
 （ブレーカー・クラッシャー・油圧圧砕機・パワーショベル）
 8月9日 A棟解体作業終了・足場等解体作業・整地作業開始（ブルドーザー等）
 9月1日 ガラ破碎作業終了・はつり作業など（ハンドブレーカー）
 10月11日 ガラ搬出作業終了・整地作業終了・シートおよび防音壁撤去
 10月11日 全工程終了

このほかに付近見取り図（住宅地図など）を添付して下さい。

※ 工事の工程表は、出来る限り作業内容（例えば「仮囲い」「足場設置」「土留め」「くい打ち掘削」「基礎」「躯体」「内装」「外溝」など）が分かるように記入願います。
 複数の建築物に対して作業をされる場合、その旨もあわせて記入願います。

～参考～ 市民から環境保全課によく寄せられる特定建設作業苦情内容について
☆苦情やトラブルを未然に防止するため、事前周知は必ず行うようにしてください

	主な要因	主な苦情内容・意見
①	説明不足・誠意の問題	☞ 工事の事前説明がない ☞ 現場作業者の対応が悪い ☞ 今後工事がどのように進んでいくのかわからない ☞ 現場担当者が不明で連絡先が分からない など
②	作業内容・時間の問題	☞ 作業が乱雑で騒音が酷い、破片が飛んでくる ☞ 散水が十分されておらず、ほこりが飛んでくる ☞ 防音防塵シートがきちんとなされていない ☞ 夜遅くまで作業をしている ☞ 通学時間を避けて作業をしてほしい など
③	生活にかかわる問題	☞ 工事の騒音振動で眠れない ☞ 建設重機や工事車両からの排気ガスの臭いがする ☞ 洗濯物が干せない ☞ 家屋に被害がでないかどうか心配 など